

【 画像診断 】**5 4 6 画像診断の一連の算定について**

《令和7年5月30日》

○ 取扱い

- ① 画像診断の対象となる各傷病名がある場合の次の部位に対するE001写真診断「1」単純撮影の算定は、原則100分の100として算定する。
 - (1) 頸椎と胸椎
 - (2) 腰椎と股関節
 - (3) 手関節と手
 - (4) 足関節と足
 - (5) 腰椎と骨盤
 - (6) 骨盤と股関節
 - (7) 胸部と腰椎
 - (8) 頭部と頸部
 - (9) 胸骨と鎖骨
 - (10) 肩関節と頸部
 - (11) 鎖骨と肩関節
 - (12) 胸部と肋骨
- ② 両側変形性膝関節症に対するE001写真診断「1」単純撮影の左右各々の算定は、原則100分の100として算定する。
- ③ 次の傷病名等に対するE001写真診断「1」単純撮影の算定は、原則として一連の取扱いとする。
 - (1) 右股関節痛に対する骨盤及び右股関節
 - (2) 腰椎圧迫骨折に対する腰椎及び骨盤
 - (3) 股関節内転筋筋炎に対する骨盤及び股関節
 - (4) 肩インピンジメント症候群に対する肩関節及び肩甲骨
 - (5) 骨粗鬆症に対して胸椎と腰椎

○ 取扱いを作成した根拠等

単純撮影の写真診断及び撮影の一連の算定については、厚生労働省告示通則3並びに厚生労働省通知(2)及び(3)に示されている「同一の部位」、「同時」及び「同一の方法」の3つの条件すべてに該当する場合は、写真診断及び撮影の所定点数の100分の50に相当する点数により算定し、そうでない場合(いずれか1つでも条件が該当しない場合)は各々の部位ごとに100分の100に相当する点数を算定するものと解される。

以上を踏まえ、①及び②については、画像診断の対象となる各傷病名の診断や病態把握を行う必要性から、上記の条件の「同一の部位」(同一フィルム面に撮影し得る範囲)には該当しないと考える。

一方、③については、単一傷病名のため、「同一の部位」（同一フィルム面に撮影し得る範囲）の条件を含め上記の3つの条件すべてに該当すると考える。

以上のことから、E001 写真診断「1」単純撮影の算定について、①及び②の場合は、各々100分の100の相当する点数により算定することとし、③の場合は原則100分の50を算定すると判断した。

厚生労働省告示：診療報酬の算定方法

第4部画像診断の第1節エックス線診断料の通則3

同一の部位につき、同時に2枚以上のフィルムを使用して同一の方法により、撮影を行った場合における写真診断及び撮影の費用は、（中略）第2枚目から第5枚目までの写真診断及び撮影の費用については区分番号E001に掲げる写真診断及び区分番号E002に掲げる撮影の各所定点数の100分の50に相当する点数により算定し、第6枚目以後の写真診断及び撮影については算定しない。

厚生労働省通知：診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

（2）（前略）「3」の「同一の部位」とは、部位的な一致に加え、腎と尿管、胸椎下部と腰椎上部のように通常同一フィルム面に撮影し得る範囲をいう。（後略）

（3）（前略）「3」の「同時に」とは、診断するため予定される一連の経過の間に行われたものをいう。（後略）